

同(荒木宏君紹介)(第二二一〇号)
同(浦井洋君紹介)(第二二一一号)
同(工藤晃君(共)紹介)(第二二一二号)
同(小林政子君紹介)(第二二一三号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二二一四号)
同(瀬崎博義君紹介)(第二二一五号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第二二一六号)
同(田中美智子君紹介)(第二二一七号)
同(津川武一君紹介)(第二二一八号)
同(寺前巖君紹介)(第二二一九号)
同(東中光雄君紹介)(第二二二〇号)
同(不破哲三君紹介)(第二二二一号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第二二二二号)
同(正森成二君紹介)(第二二二三号)
同(松本善明君紹介)(第二二二四号)
同(三谷秀治君紹介)(第二二二五号)
同(安田純治君紹介)(第二二二六号)
同(山原健二郎君紹介)(第二二二七号)
私学の助成に關する請願(瀬野栄次郎君紹介)
(第二一九七六号)
同(安宅常彦君紹介)(第二二四七号)
同(石野久男君紹介)(第二二四八号)
同(小川省吾君紹介)(第二二四九号)
同(板川正吾君紹介)(第二二五〇号)
同(枝村要作君紹介)(第二二五七九号)
同(小川仁一君紹介)(第二二五八〇号)
私学の学費値上げ抑制及び国库助成増額に關する請願(寺前巖君紹介)(第二一九七七号)
同(木原実君紹介)(第二二〇八二二号)
同外二件(新村勝雄君紹介)(第二二〇八三三号)
同(玉置一徳君紹介)(第二二〇八四四号)
学校災害に対する補償制度創設に關する請願外一件(大島弘君紹介)(第二二〇五〇号)
同外一件(嶋崎讓君紹介)(第二二〇五一号)
大幅私学助成等に關する請願外十件(清水勇君紹介)(第二二〇五八号)
同(武田一夫君紹介)(第二二〇五九号)
同(安藤巖君紹介)(第二二〇八六号)
同(荒木宏君紹介)(第二二〇八七号)

同(浦井洋君紹介)(第二〇八八号)
同(工藤晃君(共)紹介)(第二〇八九号)
同(小林政子君紹介)(第二〇九〇号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二〇九一号)
同(瀨崎博義君紹介)(第二〇九二号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第二〇九三号)
同(田中美智子君紹介)(第二〇九四号)
同(津川武一君紹介)(第二〇九五号)
同(寺前巖君紹介)(第二〇九六号)
同(東中光雄君紹介)(第二〇九七号)
同(不破哲三君紹介)(第二〇九八号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第二〇九九号)
同(正森成二君紹介)(第二一〇〇号)
同(松本善明君紹介)(第二一〇一号)
同(三谷秀治君紹介)(第二一〇二号)
同(安田純治君紹介)(第二一〇三号)
同(山原健二郎君紹介)(第二一〇四号)
私学の学費値上げ抑制及び教育・研究条件の充
実等に關する請願外四件(武田一夫君紹介)(第
二〇六〇号)
同(松本善明君紹介)(第二〇八五号)
同月十六日
私学に対する国庫助成増額に關する請願(浅井
美幸君紹介)(第二一七一号)
同(新井彬之君紹介)(第二一七二号)
同(飯田忠雄君紹介)(第二一七三号)
同外一件(池田克也君紹介)(第二一七四号)
同(石田幸四郎君紹介)(第二一七五号)
同外一件(市川雄一君紹介)(第二一七六号)
同(小川新一郎君紹介)(第二一七七号)
同(大久保直彦君紹介)(第二一七八号)
同(大野澤君紹介)(第二一七九号)
同(大橋敏雄君紹介)(第二一八〇号)
同(近江巳記夫君紹介)(第二一八一号)
同(岡本富夫君紹介)(第二一八二号)
同(沖本泰幸君紹介)(第二一八三号)
同(長田武士君紹介)(第二一八四号)
同(鍛冶清君紹介)(第二一八五号)
同(貝沼次郎君紹介)(第二一八六号)

同(北側義一君紹介)(第二二八七号)
同(草川昭三君紹介)(第二二八八号)
同(草野威君紹介)(第二二八九号)
同外五件(古寺宏君紹介)(第二一九〇号)
同(池田克也君紹介)(第二二〇四号)
同外七件(鍛冶清君紹介)(第二二〇五号)
同外二件(木原実君紹介)(第二二〇六号)
同外三件(新村勝雄君紹介)(第二二〇七号)
同外一件(中西績久君紹介)(第二二〇八号)
同(春田重昭君紹介)(第二二〇九号)
同外二件(湯山勇君紹介)(第二二一〇号)
同外二件(米田東吉君紹介)(第二二一一号)
同外十三件(古寺宏君紹介)(第二二五六号)
同(高橋高望君紹介)(第二二五七号)
同外一件(伏屋修治君紹介)(第二二五八号)
同外一件(木原実君紹介)(第二二八五号)
同外一件(権藤恒夫君紹介)(第二二八六号)
同外八件(新村勝雄君紹介)(第二二八七号)
同(野村光雄君紹介)(第二二八八号)
同外五件(教仲義彦君紹介)(第二二八九号)
同外一件(横路孝弘君紹介)(第二二九〇号)
私学助成に關する諸願外一件(草川昭三君紹介)
(第二二九一号)
同(正木良明君紹介)(第二二九二号)
同(井上一成君紹介)(第二二九二号)
同(加藤清二君紹介)(第二二九三号)
同(草川昭三君紹介)(第二二九四号)
同外八件(佐藤樹君紹介)(第二二九五号)
同(北側義一君紹介)(第二二五四号)
同(草川昭三君紹介)(第二二五五号)
同外二件(太田一夫君紹介)(第二二八一号)
同(草川昭三君紹介)(第二二八二号)
私学の助成に關する諸願(瀬野栄次郎君紹介)
(第二二九三号)
同(伊賀定盛君紹介)(第二二一六号)
同(井上一成君紹介)(第二二一七号)
同(小川国彦君紹介)(第二二一八号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第二二一九号)
同(井上善方君紹介)(第二二七九号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二二八〇号)
私学の学費値上げ抑制及び国庫助成増額に関する請願外三件(竹内勝彦君紹介)(第二二九四号)
私学の父母負担軽減及び危機打開に関する請願(鍛冶清君紹介)(第二二二〇号)
同外一件(檜崎弥之助君紹介)(第二二二二号)
同外一件(権藤恒夫君紹介)(第二二九一号)
私学の国庫助成に関する請願外七件(小林正巳君紹介)(第二二二三号)
同外九件(岡本富夫君紹介)(第二二八三号)
同外八件(土井たか子君紹介)(第二二八四号)
学校災害に対する補償制度創設に関する請願(嶋崎譲君紹介)(第二二三三号)
同(千葉千代世君紹介)(第二二二四号)
同外三件(嶋崎譲君紹介)(第二二九二号)
教育条件の整備充実等に関する請願(近江已記夫君紹介)(第二二五三号)
私学に対する助成増額等に関する請願(森喜朗君紹介)(第二二五九号)
は本委員会に付託された。

三月十三日
岡山大学に歯学部設置に関する陳情書(岡山大
学歯学部設置期成会長岡山県知事長野士郎外七
十八名)(第一三七号)
宮崎大学に畜産獣医学部設置に関する陳情書
(宮崎大学拡充期成同盟会長宮崎県議会議長後
藤基晴)(第一三八号)
鳴門市に教員大学院大学設置に関する陳情書
(徳島県議会議長島谷敏男)(第一三九号)
私学助成の充実強化に関する陳情書外二件(愛
知県議会議長西井鈴夫外二名)(第一四〇号)
日本教育憲章制定に関する陳情書(神奈川県中
郡二宮町中里六九六の五日本教育推進連盟神奈
川県支部会長島村志計雄)(第一四一号)
公立高等学校新增設に対する国庫補助制度拡充
に関する陳情書外一件(十都道府県議会議長代
表大阪府議會議長青木志郎外十六名)(第一四二

号)

公立義務教育諸学校の教職員定数最低保障制度の継続に関する陳情書(鹿児島県始良郡吉松町議会議長別所郁夫)(第一四三号)

公立義務教育諸学校等教職員定数の改善計画実施に関する陳情書(北海道議會議長佐々木豊)(第一四四号)

義務教育諸学校の教科用図書無償配布の存続に関する陳情書外十三件(福岡県田川郡方城町議會議長木戸新外二十二名)(第一四五号)

幼稚園施設費等の国庫負担に関する陳情書(大津市議會議長阪口弥平太)(第一四六号)

心身障害児教育の充実に関する陳情書外一件(中国五県議會議長代表山口県議會議長長吹田悦外五名)(第一四七号)

女子学校事務職員の産休補助職員確保に関する陳情書福岡県議會議長早麻清蔵(第一四八号)

学校災害補償法の制定に関する陳情書外六件(福岡県議會議長早麻清蔵外六名)(第一四九号)

埋蔵文化財の発掘調査に対する財政援助等に関する陳情書(東海北陸七県議會議長代表岐阜県議會議長光岡慶直外六名)(第一五〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○普波委員長 これより会議を開きます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。千葉千代世君。

○千葉委員 この義務教育諸学校施設費の国庫負担法一部改正、これは五年間、大体これこれの成果があった、一定の成果があった、そういう点はどういうところであるか。もう一つは、これから

も続いてやっていかなければならない点を重点的に挙げてもらいたい。最後に、また五年後に同じような法律を出していかなければならないような情勢になるかどうか、こういう見通し、展望についてお尋ねいたします。

○砂田国務大臣 御審議をいただきます負担法の中で重点的に取り組まなければなりませんことは、やはり急増する町村におきまして校舎その他の施設そのものの円滑な整備を図るといふ基本的な問題が一つでございます。それからもう一つ大事なことは、危険建物、危険校舎というものがたまたままで余り減ってきておりません。これは教育環境の改善という点からも見逃すわけにまいらないことでございますので、この改築を促進いたしますこと、さらにまた、もう御承知のように昭和五十四年度から義務教育の義務制が実施されますので、それに必要な施設の整備をいたしますこと、こういうことがその重点になっているところでございます。

このために国といたしましては、第一に急増対策といたしまして、昭和四十六年、学校用地の取得の補助制度を新設いたしまして、毎年その補助の充実に努めてまいったところでございますが、四十八年度から小・中学校の校舎に対します補助率を三分の二という特例を設ける、こういうことにいたしましたわけでございます。しかし、小・中学校の児童、生徒のこれからの伸びを特に過密地帯で考えますと、やはり五年間でこれが終わつたとは決して申せないこれからの見通しがあるものでございますから、さらにこれを継続をして五年間の延長を考えたい。かような意味からこの負担法改正の御審議をお願いいたしましたわけでございます。

このほかに、急増地域におきます事業の補助採択を十分に行いますために事業量の拡大を図ってまいりまして、さらに危険校舎の改築の促進のためには、五十二年十二月に現存をいたします改築を要するものの面積のうちで、当面、小・中学校の設置者であります市町村が改築計画を持ってお

りますのを三年間で解消してしまおう。従来は実は五年計画をやつてきたのですが、これでは追いつかないものでございますから、三年計画なら追いついていけるという計算が立ちますので、三カ年計画で市町村が持つておりますその初年度分を全部引き受けていこう、こういうことにいたしましたわけでございまして、昭和五十二年の第二次の補正予算と五十三年度予算と合わせまして、いわゆる十五カ月予算の中で二百三十五万平米を改築いたしますことにいたしまして、このペースで三年間まいりますと完全に追いついていくことになるものでございますから、一つの非常に大きな前進ができたと考えております。

第三番目には義務教育学校についてでございますが、五十四年度義務制施行ということでございまして、これに必要な校舎の整備を進めますために、五十三年度予算におきましては五十二年度予算に比しまして七〇%余りの予算を増額をいたしました。二十八万六千平米をこれのために計上をいたしました。都道府県の建築計画に支障を来さないように配慮をいたしておるところでございます。

六年目からどうなるかということでございますが、まだ大分先のことでございすけれども、児童、生徒の増、大体これからの五年ぐらいに集中して百二、三十万人の小・中学校の生徒がふえる、そのような見通しを立てております。

○千葉委員 六年後のことで、かなり先のことですけれども、実際のいま実施していく中で一つ一つ解決していかないと、五年たつてまた五年延びる、こういうふうになつていくわけですから、いまの、大臣がおっしゃいました六年後についてははっきり出ておりませんけれども、この点、もう少し詳しくおっしゃっていただきたいのですかね。

○砂田国務大臣 五十七年、八年あたりがピークになるかと思いますが、もう率直にお答えいたしますけれども、私はこういう計画は大体五年計画でいくのがいいと思うのです。十年計画では長

過ぎます。三年計画では少し短過ぎますし、中に補助率等いろいろ規定をしてみたいものです。五年先にはまた改善できることもあろうではないか、それも考えますから、従来五年でやってまいりましたものをさらに本年から五年間延ばしたい、こういう気持ちでありますことを御理解をいただきます。

○千葉委員 これは定数の関係がかなりありますので、戦争直後に生まれた人たちの子供が今度入つてずつといくわけですから、五年ではまだ解消できそうもないような気がいたします。そうしていきますと、過密地帯の問題がいま話し合ひの材料になりますけれども、そうではなくて、過疎地の中の過疎部分とか、そういうものが複合してくると思ふのです。ですから、やはりこの点についても実施していく中で考えながら進めていっていただきたいということをお願いいたします。

そこで、補助基準の問題でお聞きしたいのですが、三分の二で十分と思つていらっしゃるでしょうか、いかがでしょうか。

○砂田国務大臣 いま先生御指摘の過疎地の中の過疎市町村、小・中学校の場合は過疎地の中の過疎市町村につきましても市町村の児童、生徒で見当をつけてまいりますから、それには対応できることになっております。この法律自体が対応できることになっておりますので、その点は御懸念がないかと思ひます。

それから、お尋ねの三分の二で十分かということでございますけれども、予算措置というものを十分でございますとなかなか言いにくいわけでございます。文部大臣としてもいろいろ欲が、もっともと思ふ気持ちがあります。これは変わりがございませんけれども、やはり小・中学校の校舎の新増築にかかわります補助率は原則が二分の一になつておりますのを、急増市町村についてはやはり市町村財政が大変圧迫を受ける、こういう実情から考えまして四十八年度に特例措置の三分の二を設けたわけでございまして、市町村の財政負担の軽減に対応していこうということでございます。

レット、更衣室といったようなものを含めまして八十三平方メートル。それからトイレ、洗面所につきまして三十七平方メートル。それから、次のものが一番分量的に多いのでございまして、廊下、階段等につきまして、従来は部屋部分の面積も三三％とっておりまして、これを四四％に引き上げまして、これが三百七十三平方メートルというようなことで、小学校の場合が約一六％弱、中学校の場合もほぼこれに見合った数字になっておるわけでございます。

先生御指摘の小規模学校について、一七では少ない、一九ぐらいが適当ではないかという御指摘でございますが、小規模学校につきましても、まあこれまでも小規模学校は小規模学校なりに一つの独立の単位として必要な部分を算入した数値がございまして、その上に乗せるのが今回の数値なものでございまして、これまでもいわれる若干上薄下厚的な数値になっておりますので、その上にさらに一七を乗せるということでございますので、必ずしも今回その基準をアップしたのが一％しか幅がないからといって小規模学校が非常に困るとか、あるいは小規模学校が非常に窮屈であるという、そういう状況にはなっていないというふうに私も判断しておりますのでございまして。

○千葉委員 いまのお話の中に更衣室の点が抜けておったのですけれども、それは項目にございせんか。

○三角政府委員 更衣室等を今回付けられるようにいたしましたわけでございますが、先ほど申し上げました八十三平方メートルの中に更衣室とか、それから職員専用のトイレとか、そういうものを今回新たに算入するようにいたしましたわけでございます。

○千葉委員 ここ一年ぐらいいは大変不況で、そして単価割れの現象が起きているというのを聞いていますので、そういう点についてどのようにしていらっしゃるかということ、それから出血サービスにつながっているのではないかと、うかがいがあるわけですね。たとえば下請機関や何かがある

ういう点をかなり出してありますけれども……。○三角政府委員 御指摘のように、最近の経済の状況によりまして、補助申請を行ってまいります建設事業の中には、私どもの補助単価、これは地域によって若干補正をしておりますが、それを下回る金額での計画が出されてきておるものが相当あることは事実でございます。ただ、それを見まして、余り無理な工事が行われたり、あるいは業者ないしはその下請が非常に圧迫をこうむるということがあるように、私も私としては、あるいは業者をやる場合には計画の内容を一つ注意して見るようにいたしておる次第でございます。

○千葉委員 万博とかオリンピックのありました時分ですと、努力とか材料とかは向こうに行きまから、こういう地味な学校建築とか公会堂とかはかなり手抜きがあったわけですね。だから、いまはその時分よりはずつといふものが建ちかけているという現状です。ただ、こういう不況の時代ですから、やはりつないでおかなければならないという業者が、たとえば下請業者ですが、そういうところでもかなりあるわけですね。これは御承知のように、一つの市が学校を建て、そうすると、市が直接やるわけではなく、そうなんです。開発公社であるとか公団であるとか、そこにやらせるわけですね。そして補助金のついた順に市が買収していき、こういう現状の中でやはり見落とし取れないのは、そういう開発公社や何かの下請が、ここで手離れしてしまつてはあつたので、とにかくつないでいこう、こういうふうなことが実際にあつていられるわけなんですけれども、その点についてどのように考えていらつしやいますか。要するに補助基準の面積をもっと上げてくれという事です。

○三角政府委員 千葉先生ただいま御指摘になりましたような具体的な事案について私も正確な知識をちよつと持ち合わせておりませんので、必ずしも直接対応する御答弁ができるかどうか自信はないのでございましてけれども、一般的に申し上げますと、いま御指摘になりましたような事柄につきま

しては、政府の仕組みといたしましては、建設省の方でいろいろと地方公共団体なりに対する指導を行つておりまして、そしてそれに基づいて市町村から私どもの方に学校につきまして補助の申請がございまして、私どもとしてはそれに対してできるだけの限りにマッチするように、タイミングが合いますように対応するように努めてきておるわけでございます。

○千葉委員 これは近隣の四十万人ぐらいの都市の例なんですけれども、そういう中でずつと見ていきますと、そういう点がかなり詳しいんですね。これは公団施行の場合なんですけれども、そういう点なんかについても、ここに数的に述べてありますが、読みませんけれども、問題がかなり多いんですね。協会と公団が大体半々ぐらいいなっているんです。

それで、いま申し上げたのは補助の問題ですけれども、と同時に、やはり補助金が三年ぐらいいわたり行つてくわけですね。一遍に補助金が行かないんですね。たとえば開発公社なら公社が引き受ける。そうすると、三回にわたつて行くとなると、一回補助金が行つた、一回分はまず市が買い取ります。一つの公社の中で、二年目に補助金が行つた、それをまた買い取る。三年目にまた行って買い取る、こういう現状なんです。三年目になって初めて市がそれを全部利子補給をやつていまして、だから利子ごと買い上げるといふ、これが実情のようなんです。そうしていきまると、その中で、開発協会なり公団なりが、いずれ利子は一緒にもらうにしても、後にもらうわけなんです。その間かなりあるわけですね。そういう点なんかについて、文部省の方ではどんなようにこれを察知してありますか。

○三角政府委員 先生の御指摘の問題は、いわゆる立てかえ施行の問題かと存じます。これはおっしゃいますように三年と申しますか、やり方としては、一年据え置きで、その後で二年分割買取という形に現在なつておるわけでございます。これは昭和四十二年でございまして、建設、大蔵、文

部、厚生、自治の各事務次官名義のいわゆる五省協定というものがございまして、これで、宅地開発等の施工者が施設の建設を行つた場合においては、当該施設の建設後、原則として三年以内に地方公共団体より当該施設の建設に要した費用の支払いを受けるものとするというふうになつておりました。学校施設の場合もこれを受けまして、先ほど申し上げましたように一年据え置き二年分割買取で計三年というふうになつておるわけでございます。

これは立てかえ施行でございまして、そうでなくてもより緊急に整備を必要とする学校等との関係からこういう仕組みをつくつておるわけでございます。まして、もし一年据え置きというのをやめるとすれば、立てかえ施行という形でいわれる前向き整備を行う利点がなくなるわけでございます。そういう意味で、三年というものが非常に不合理ないしは不利益な状況の場合には、通常の仕方での補助の申請をしていただきますれば、三年というところでなくて国からの補助金なり何んりの手当てが参るわけでございます。ですから、そのどちらをお選びになるかは、宅地開発等が相当規模で行われる、その状況なり何なりにつきましても、当該市町村の判断があるのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

○千葉委員 これは大変問題が複雑なんです。たとえば、いま管理局長がおつしやつたように市町村でやりましたね。そしてそれについては、申請の仕方によつてまたやる方法もあるようなことをおつしやつたんですが、ここに出ておりますが、申請が大変だといふことがあるんですね。大変な書類を出してしなければならぬというのです。ちよつと変えたにしたらつて容易でないというのです。もう少し手続が簡便になるような方法がないだろうかといふことが言われているんです。そうすると、余り簡便にしてしまうと会計検査院その他でいろいろ問題もあるからというふうなことも言われるらしいし、とにかく微に入り細をうがって、四方八方から攻め立てられてもよいよう

なことを出させるわけですから、やる方は大変だ
そうです。こういう点についてやはり要点を得て
きちんとしていく。申請手続の方法なんかにつ
いてももう少し文部省の方で考えてあげなければ
ならないんじゃないかと思うのですが、いかがで
しょうか。できれば申請の手続の仕方をちょっと
言ってくださいませんか。

○三角府委員 先生御指摘のように、国庫補助
金、公立文教施設整備補助金の補助金の手続につ
いてはいろいろ段階がございます。これはやは
り基本的には国民の税金をもとにいたします補助
金の執行でございますので、その補助金の執行の
適正化のために、関係の法令に基づいてどうして
も踏んでいかなければならないという手続なり
手順があるわけでございます。

概要について申し上げますと、まず、市町村が
学校をどういうふうにしてどういうふうにお建
てになるかということ、当然市町村内部でいろ
いろ関係者が集まって御協議になりまして建築計
画というものを立ててになるわけでございます
が、その上でその建築計画がまとまりました段階
で文部省に出してくるわけでございます。それを
いわば認定申請というものを提出していただくこ
とになっております。これを文部省といたしまして
は審査をいたしまして認定ということをしていま
す。従来この認定申請の前に設計審査というもの
をやっておりましたのですが、これは五十年
度から手続簡素化のためにそういう手続は廃止いた
しております。それで認定を受けました後で改めて
交付の申請をしていただく。そしてこの交付の申
請に対して交付決定を行うという順序になってお
ります。なお、認定と交付申請との間で、認定申
請を行った内容をまたいろいろ市町村で事情が変
わりましたり御議論があったりして変えたいとい
うときには、それを変えるという連絡をしていた
だくというふうな手続が、これは特別のケースで
ございますが、あるわけですから、交付決定後
は、途中で一遍状況報告というもので、契約がど
のように成り立ったか、それから支出の状況がど

うであるかというふうな報告を中間でしていただ
くことになっております。なお、交付決定後にや
はりいろいろ内容が変更すること、これは世の
中のことでございますからあり得ますので、それ
また御連絡をいただいてその承認をとっていただ
くという手続がございます。一応そこまで交付
は決まるわけでございますが、あとはお金の出し
入れの関係が出てまいりまして、その後で概算請
求を出していただきます。概算交付をする。一応
事業が完了いたしましたら実績報告というのを出
していただく。その実績報告をチェックをいた
しました上で額の確定をし、さらにその後で最終
的に補助金の精算交付をするという手続でござい
まして、いずれをとりましても、これは補助金で
ある関係上どうしても必要な部分というものは
とんどでございます。

ただ、この公立文教施設につきましてちょっと
特別に私どもが従来いたしておりますやり方に
最初に申し上げました認定申請というのがあるの
です。なぜこの認定申請というのをやっておるか
と申しますと、学校建物の建設の金額などがどう
いうぐあいになるかという、この金額等はやはり
契約をすることによって確定するわけございま
すので、それ以前の段階では多くの場合に、一
体学校建築に幾らかかかって、それに対してどの程度
の補助金がかかるかはなかなか確定することはでき
ないというのが事実でございます。したがって、
その辺が確定するのは市町村の学校建設の契約後
になって初めて確定するわけでございます。そう
いうことから公立文教の交付決定は市町村の契約
後に交付決定をせざるを得ないというのが実情な
んでございますが、しかし、市町村の側から見ま
すと、一体国の補助金がかかるかどうかということ
がある程度はつきりいたしませんと、その年度に
契約に踏み切ることかというところは議会等との
関係もありなかなか踏み切りにくい、そういう市
町村側の必要と申しますか、状況があるかと存じ
ます。したがって、さつき御説明申し上げまし
した事前の認定の制度というものをつくりました

て、これによりまして、国の側から見ますと、大
体その認定をした状況を全部見ればその年度の補
助面積なり補助金額のおおよそを把握することが
できますとともに、市町村の側から見ますと、こ
ういった、私どもが責任を持って認定をして一種
のゴーサインを出しますものでございまして、こ
れは大体少なくとも幾らぐらいの補助金を受け
られるということが明確になるわけでございます
から契約に踏み切ることができ、そういう仕組
みでございます。これはほかにも例があるかと存
じますけれども、学校の補助申請に当たっては特
別にそういう段階を設けておるという事項でござ
います。

ただ、そのような事項は、おおむねこれまで簡
素化できるものは大分簡素化をしましてまいり
ますが、今後若干、添付資料みたいなものにつ
いて簡略化、簡素化できるものがないかどうか。そ
れから先生御指摘のように、これは会計検査院そ
の他関係する機関もございまして、そういうと
ころとの御相談も必要でございますが、そういう
たしつてみたいと思っております。

○千葉委員 簡素化の検討をおっしゃっていた
いて大変結構だと思っておりますけれども、いまお
述べになったように、承認をとるためだとか、それ
から実績を報告する、これはお金の面に関係しま
すからそういう面だとか、確定申請あるいは市町村
の契約とかと、ずっとこう私は書類をこのぐら
い見せていただいたんですけれども、大変なこと
だと思つたのです。私自身もいままでもそういう
書類は余り見ませんでしたが、もっと簡単に
建つと思つておつたのです。見ていくうちに、二
重三重になる部分があるわけなんです。二
だからそういう点をもう少し御配慮いただきたい
い。文部省が申請や何かについての権限といま
すか、かきといますか、それを握っていらつし
やるわけでしょう。地方は申請してくるわけであ
ら、補助金であるから、国のお金がつくから、こ
れは大変な申請用紙がたまるわけなんです。です

らこちらをもう少しとれたら書類は三分の一くら
いでいいんじゃないかと、私は全くの素人です
から思つたのです。そういう点で市の方々にもよく
聞いてみたら、ほかにもそう思うのですけれども、
いままでとにかくこうしてやってきたんだからや
はりやらなければならぬと思つてやっていると
けれども、よくよく考えてみれば、むだ骨とは言
われないけれども大変な骨が折れるというわけ
ですから、必要なものはもちろん出さなければ
なりませんけれども、いま管理局長が述べにな
つたように、ここはどうしても抜かせられないと
ころはきちんとして、そして要所要所をきちんと
さえないからやつていたらもう少し簡便に能率的
にいくんじゃないかと思うのですけれども、それ
は希望として申し上げておきます。

時間がございまして次に進ませていただきま
すけれども、学校教育法を見ていきますと設置基
準のことが書かれているわけなんです。小学校
の場合ですと学校教育法の施行規則第十六条に
「小学校の設置基準は、別にこれを定める」と定
めてあります。中学校は五十一条で「別にこれを
定める」とあるわけなんですけれども、設置基準
がまだできていないと聞いたのですが、どうな
っているのでしょうか。

○砂田国務大臣 学校教育法とその施行規則で
大綱が決められておまして、さらに義務教育諸学
校の大部分を占めます公立の義務教育諸学校につ
きましては、財政措置を伴いました公立義務教育
諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する
法律や、ただいま御審議いただいておりますこの
負担法、ここに定めます基準が実質的に設置基準
の役割りを果たしているわけでございます。ただ、
先生御指摘のように、設置基準そのものが決ま
っていないとおっしゃればまさにそのとおりでござ
いまして、安全会法を前回の当委員会御審議い
ただいたときもそのことが問題になりました。大
変複雑で大変むずかしいことではございますけれ
ども、検討はさせていただくこととしております。
○千葉委員 私がいま申し上げたのは施行規則十

六条を言いましたが、その本法がまだあるわけですね。これは御承知のように学校教育法三条に「設置基準に従い、これを設置しなければならない。」これによって施行規則ができていくわけなんです。いま文部大臣がおっしゃったように、もうしばらく考えるというような御答弁であつたわけですが、これはかなり前から文部省の態度はそのようになっているようなんですけれども、これは大蔵省との話し合いが何かなさつたのでしょうか、どうなんでしょうか。

○三角政府委員 本件に關します状況はただいま大臣からお述べになりましたとおりでございます。私も、私ども具体的にこの件につきまして大蔵省等に相談をしたり協議をしたりということはまだいたしておらないのでございます。

○千葉委員 大蔵省と何も話をしてないのですか。お金をもらうについては、ただ、これこれだから、面積や何かこういう実態で、定数がこういうふうだからお金をくれということなんです。三角政府委員 先ほど大臣から申し上げましたように、定数等の問題につきましては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律、これとの関連におきまして大蔵省と協議いたしておりますし、それから今回御審議をいたしております義務教育施設費国庫負担法、この関連で、たとえばただいま御審議をいたしております高率補助の継続でございますとか、それから先ほど御説明申し上げました義務教育諸学校の基準面積の増、そういうふうな問題につきましては個別具体的に大蔵省と丹念に協議をし、御相談を申し上げておるわけでございますが、先生最初の御指摘の、小・中学校のいわば、何と申しますか、オールラウンドと申しますか、すべてを包括する設置基準を決めるか決めないか、その内容をどうするかといったような問題につきましては、文部省の内部でも非常にこれは複雑困難な問題でございます。すのこのでいろいろ考へてはおりますけれども、まだほかの省とこれを考へるものとして御相談するということにはいたしておらないのでござい

ます。

○千葉委員 この学校教育法三条というのはもうできてからすいぶん古いですね。そうすると、文部省ではずっとそういう考へでやってきた。当面の予算をとるには現実的に即して大蔵省と話し合つて、要するだけのお金はもらつてきた、一応この設置基準がなくてもやれる、こういう態度で文部省はやってきておる。設置基準は要するのですか、要らないのですか。この法律は要するのですか、要らないのですか。どうなんでしょうか。

○三角政府委員 実態は、ちよつとくどくなりませんが、先ほど大臣から申し上げましたように、各種の予算關係の法律がございまして、それが実質的には設置基準をカバーする状況が大部分であるということでございますが、物事すべてすみからすみまで整備をしなければならぬという立場に立ちますと、確かに学校教育法三条というものがございまして、これに基づいて何らかの設置基準を決めることが当然望ましいことであらうかと存じます。ただ、設置基準と申します場合にも、たとえば、先生御承知のことでございますが、大学の設置基準のように最低の基準を定めるという基準もございまして、そこへ望ましい標準と申しますか、そういうものを組み込んだ形の基準を定めるといふ意味合いの基準もございまして、そのあたりの実態に取り組むとなつて、なかなかむずかしい点なわけでございます。それで、小学校、中学校について申し上げても、たとえば最低の基準ということでは定めたいたしたとしても、たとえば今年御審議をいたしておりますように、明年度の予算で先ほど申し上げました一六%のアップをするというようにそつちの方でかなり進んでいく面もございまして、ではそれをどのあたりで押さえるかというふうになるかと、これはいろいろ議論があり得るわけでございます。ですから、これにつきましては非常に慎重に研究し、検討しないと非常にむずかしい問題であるというふうに私も考へておるわけでございます。

○千葉委員 これはいつまで話してもそういう御答弁では話が進まないわけですね。大蔵省で反対しているというのですか。大蔵省の方はきょう来ていらつしやいますか。これについて文部省といままでどういふ話をしておつたか。全然なかつたのか。あなたの方で反対しておつたということをお聞いたので、どういふ理由で反対しておつたのか。

○的場説明員 御指摘の点につきましては実はいま初めて何ういふこととございまして、個別の予算の話としてはそれぞれ実態に即して御相談はしておりますが、設置基準を設けるかどうかという御相談は受けたことがございせん。したがって、反対とか賛成とかの意見を表明したこともしません。

○千葉委員 あなたはどのような立場の方ですか。

○的場説明員 主計官でございます。

○千葉委員 何という方ですか。

○的場説明員 的場でございます。

○千葉委員 大変話が簡単ですけども、これはきのうきょうの問題じゃないのですか。ずいぶん古い話で、そう簡単ではないです。文部省の方では大蔵省と話を、予算をとりに行く、そうすると大体の話が、こしはここのくらいだから、さうと話をしつづけて、だけれども、本當に今度は予算をきつとやつていくには法律に基づいてやらなければならぬ。そうすると、法律ができていなければならぬ。と大蔵省は出さなければならぬのです。こしはここのくらいだではなくて、もとがびしつとやはりあるわけですからね。それだから大蔵省はなかなかこれについてはいない返事をしないのだといふのです。本當だか知らないですよ。あなたはまた若いからね、わからないけれども、よく聞いてみてください。役人の人、年じゅうかわるからね、よく聞いてください。

これは、私は法律だから何でもじゃないけれども、法律にあるのです。学校教育法三条にきつと、「設置基準に従い、これを設置しなければなら

ない。」とあるわけですね。おまけにまた学校教育法施行規則、これは文部省の方でつくつていのですが、第十六条の中に「小学校の設置基準は、別にこれを定める。」とまたあるのです。中学校の方は五十一条に同じように「別にこれを定める。」ということがある。だけれども、設置基準がこの法律どおり決まっていらないのですから、幾ら「定める」とあつたところでどうしようもないのですよ。全然これは使つていないわけなんです。使つていないけれども内容的には、予算をとる場合には、さつきから申し上げているように、これこれこれが必要だ、大蔵省の方はああそうか、これで実際もらつて、定員がいままでは大した不合理もなく進んできたからそれでいいように思うけれども、法律がここにあらぬものならば、これはやはり設置基準をつくつた方がいいのです。だから、管理局長は何かいまにもやういふやうな気配もあるし、そうでもないやうな、ちよつとはつきりいたしませんけれども、ちよつと大臣いらつしやるから、あなたはこれをすぐつくるつもりですか、さうでないですか、それだけでこれはやめますから。

○砂田国務大臣 千葉先生、大蔵省をお責めになるのは御勘弁いただきたいと思ひます。文部省の責任でございます。いままで、学級編制なり教職員定数の標準に關する法律なり、あるいはいま御審議をいたしておりますこの負担法なり、こういうところでも毎年毎年の補助のことについて、金目のことを大蔵省と相談をしながら一つ一つ積み上げてまいりましたことは、これも先生いま御理解のある御発言でございます。そのとおりでございます。そのことが設置基準というものの役割りを實質的にいままで果たしてきておつたものでございまして、何とはなしになつておつたものでございまして、小・中学校の設置基準といふものがまだ決まられていなかった、こういうこととございまして、小・中学校の学校教育法とその他の省令に書かれております設置基準をつくりたい

からといって大蔵省と相談をしてみる準備がまだ文部省でできていなかった、この事実関係はひとつ御理解をいただきたいと思うのであります。

ただ、先ほども申し上げましたように、先般学校安全会の法律を御審議いただきましたときにも、児童、生徒たちの安全を守るその基準すらないではないかという御指摘がございました。お説のとおりでございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。いますぐつくるかどうかという御指摘でございましたけれども、いますぐつくれるほど簡単なものではないのでございまして、いろいろなところに波及もしていくことでございまして、先ほど管理局長がお答えいたしましたように、大学の設置基準のように最低を決めていくのか、あるいは標準的なもので決めていくのか、そのこともその選択が非常にむずかしい点でございまして、ただ、いまだ決まっていなかったことは、それはおかしとおっしゃるのは私もそのとおりであると思っております、積極的にひとつこれは検討させていただきたい、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○千葉委員 それから、ゆとりのある学級編制と申しますか、さつきちょっと触れましたけれども、児童数、生徒数がふえていく、こしばらくまだふえるのじゃないかという情勢を考えるわけなんです。そういう場合に、いまだ四十五名で、私たちは四十名を一生懸命ここで主張しております。そうすると、四十六名になった、四十七名になったという場合には、それでは一々学級をふやしてもなんだからまずプレハブを建てようじゃないか、こう言って進める市町村があるわけなんです。それが積みもつていきますと、そうするとゆとりのある学級編制というのではなくなわけなんです。それで私が一番心配するのは、地方財政が大変逼迫してきます。先生を頼むにもふやすにも金がかかります。学校を建てるにも要ります。そういう面で、これが何かしらおさりにされていくように思わねえんですけれども、それについて文部省はどのように考えておりますか。

○砂田国務大臣 ただいまの四十五人を四十名にという御意見を、当文教委員会の附帯決議においても決議をされておりますことを承知をいたしております。ただ、率直に申し上げますと、これからまだ、特に過密地帯に集中して百二、三十万の児童、生徒が数年間にふえていく、それに対応をしなければならぬ、ちやうどそういう時期にぶつかっているわけでございます。なお、これは校舎その他の施設だけのことでございまして、先生方、教員の定数の問題も当然絡んでくるわけでございます。教員の定数の問題につきましても五十三年度で、法律に基づきますもの、児童数の増に基づきますもの、一万七千八百程度でございましたか、長期計画を全部完遂をいたしますので、いま先生御指摘の四十七人になるんじゃないかという、そういう過密地帯の状態、なお過疎地帯が全く逆な現象もあるわけでございまして、四十五名を四十名にという当委員会の御決議のことも踏まえながら、できるだけ早く全国の悉皆調査をやりまして、それを検討の材料にさせていただきます、かように考えているところでござい

す。○千葉委員 それからもう一つ、ちやうどさつき落としたのですけれども、用地の補助単価です、これは全国的に大体どうなっているのでしょうか。たとえば公示単価で買えるところと買えないところがある分布になっているのです。○三角政府委員 用地の予算単価でございまして、これは五十三年度予算では五十二年度と同額の二万八千五百円、一平方メートル当たり、これをお願いしているわけでありまして、これが実施に当たりましては、これは建築費と違いました地域差が非常に多いわけでございまして、いま先生ちやうどおっしゃいましたように、地価公示法に基づくやり方をとっております。学校用地など公共の用地を市町村が買う場合には、地価公示法の第九条に公示価格を標準として買収価格を定め

なければならぬという規定がございしますので、学校用地の買収費の補助につきましてもこの規定を尊重いたしまして補助単価の算定がされるように考慮をしておるわけでございまして。

その結果、いろいろなやり方がございしますが、まず第一の方法といたしましては、買収価格というものと、それから先ほど申し上げました公示価格あるいは国土利用計画法に基づきます標準価格というものもございまして、これを標準として市町村の不動産評価委員会というもので価格を決めていただきます。それと先ほど申しました買収価格とのどちらかや低い価格をもつて補助対象経費を算定する、そういう算定の仕方をいたしております。なお、公示価格や標準価格が具体的に近くないといいますが、これによることが非常に困難な事例の場合におきましては、市町村の不動産評価委員会等が評価した価格または不動産鑑定士といった専門家の鑑定評価額を買収価格と比べまして、そのどちらか低い方でもって補助対象経費というふうにする方式をとっておるわけでございまして、これはやはり公示価格を標準とするという、標準でございまして、やはり若干その公示価格を中心として幅が当然予想されますが、その幅の判断にやはり公正を期するために、不動産評価委員会がございまして不動産鑑定士による評価を私どもとしては求めておるのでござい

ます。それで御質問の点でございしますが、昭和五十年度の事業について見ますと、補助申請のありました学校のうち約八三%の学校については、申請額をそのまま補助対象経費と認めまして補助を行っておるという状況でございまして、それから補助の実績の単価の全体の平均をとりますと、五十二年度は二万九千八百円程度でございまして、予算単価との差が約四・六%、実績の方が多いというところでございまして、大体予算単価で実績に見合っておるのではないかと、いふうに私どもは受けとめておるわけでござい

ます。○千葉委員 さつきおっしゃったこと二、三年ですね、五十二年、五十三年の予算単価二万八千五百円、こういふふうにおっしゃいましたね。いま五十二年の二万九千八百円、そうすると四・六%、これは幅が多くなったということですね。そうすると、この多くなった分はだれが見るのですか。○三角政府委員 それは当該事業者である市町村の負担でござい

ます。○千葉委員 そこで当該市町村では、価格によつてずいぶん市町村の超過負担という問題に重なってくるわけなんです。ですから用地の取得については、政府の方で、公示単価を上げるといふのもおかしい、不動産屋に上げるといふのも変ですけれども、どちらにしても正当な公示単価をはじき出して、それに沿って市町村が見ていけばそれ以上、また四・六%、五・何%とかあると思うのですよ、それをしよい込まないような方法というものは、これはないものでしょうか。

○三角政府委員 補助の執行につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、一応公示価格というものをベースにして、鑑定士等の鑑定を経て、その方が低ければ鑑定士の評価でいたしますし、それから買収方のお金が鑑定士の鑑定より低ければ買収方のお金を対象にいたしますから、先生がおっしゃいますほどの負担の超過というふうには私どもも受け取っておらないわけでござい

ます。ただ、市町村の方の財政上制約があります場合には、たとえば十から十の物を買おうという御計画があった場合もそれを若干縮めなければならぬとか、そういう具体的ないろいろな状況は出てまいっておるかというふうに考えますけれども、国の立場としましては、不動産でございまして、その値段の決め方についてはやはりあるけじめを決めて、そしてそのけじめに従って対応せざるを得ないという面があるというふうに思っております。

○千葉委員 この用地の問題はなかなかむずかしいのです、幅がうんとあるようで、実際的には、学校を建てるんだ、だから篤志家はもちろんですけれども、そうでない地方の人たちもかなり協力

しているわけなんです、協力し抜いているくらい。ところが実際のやうな場合、土地を持てない人が一人や二人じゃなくて、一つの校舎を建てる場合に、八人なり九人なりが畑なら畑を持っていないとします。そうしますとなかなかこの値もむずかしいわけなんです。ですから、いま局長がおっしゃったようにそう簡単には私はいかないと思います。だからこの差額がふえていくという、これがやっぱり現実にはある。特に、大きいところ、大きい市町村といいますが、大きいところですというとりあいに規制が厳しいのですよ。ところが過疎県の中の過疎、たとえば徳島県の徳島市、徳島県という過疎県の徳島市、その周辺にいった場合とか、こういうようなところ、数えていきますというところかなり問題があると思うのです。ですから、そういう点を総合的に含めて御検討いただく、こういうことで私の質問を終わります。

○菅波委員長 鍛冶清君

○鍛冶委員 私、提案されておりますこの法案について若干の質問と、関連をいたしまして幾つかの点について御質問申し上げます。いま千葉先生御質問ございましたので、多少重複する点があるかも知れませんが、その点はひとつ簡単明瞭にお答えをいたしたいと思います。最初に、この法案については、急増地域にある小・中学校の校舎の新増築費に係る国の負担割合の特例の期限を五年延長する、こういうことでございますが、この件について、生徒急増地域の指定基準というものはどういうふうな定められておるのか、最初にお尋ねをいたしたいと思います。

○三角政府委員 児童・生徒急増市町村の指定要件は、昭和四十八年度、前回にお願いいたしました四十八年度当時の義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正の際に定められたものでございまして、その際には、急増市町村としての指定を行いますその年度の前三か年間の児童または生徒の増加数と増加の率を基準として定めてございまして、小学校について申し上げますと、三か年間の児童の増加数が五百人以上かつ増加率一〇%以上、または増加数千人以上かつ増加率五%以上、中学校につきまして申し上げますと、生徒の増加数二百五十人以上かつ増加率一〇%以上、または生徒の増加数五百人以上かつ増加率五%以上ということであつたわけでございますが、その後、児童、生徒の急増の現象と申しますか、状況が、全体の人口数がそう多くないところの大都市周辺の市町村、大都市周辺の人口が比較的少ない市町村にも及んでまいりました結果、児童・生徒数の増加は、数の増加は少ないけれども率としては非常に高いという市町村においても小・中学校の新増設に追われるような状況が見られるようになったわけでございます。そこで昭和五十二年に特例の指定要件の緩和を図りまして、児童・生徒数の増加は少ないが増加率が高いという状況に対応いたしたために、小学校で申し上げますと増加数三百人以上という場合でかつ増加率が一五%以上、中学校で申し上げますと増加数が五百人以上でかつ増加率が一五%以上というものに對しましてこの財政援助の特例措置が適用されますように指定をするというところで、いわゆる指定要件の緩和を行ったわけでございます。五十二年で申し上げますと、この緩和の措置によつて指定をされました市町村数が、小学校につきましては六十三市町村、中学校につきましては五十市町村という状況になつておる次第でございます。

て、小学校について申し上げますと、三か年間の児童の増加数が五百人以上かつ増加率一〇%以上、または増加数千人以上かつ増加率五%以上、中学校につきまして申し上げますと、生徒の増加数二百五十人以上かつ増加率一〇%以上、または生徒の増加数五百人以上かつ増加率五%以上ということであつたわけでございますが、その後、児童、生徒の急増の現象と申しますか、状況が、全体の人口数がそう多くないところの大都市周辺の市町村、大都市周辺の人口が比較的少ない市町村にも及んでまいりました結果、児童・生徒数の増加は、数の増加は少ないけれども率としては非常に高いという市町村においても小・中学校の新増設に追われるような状況が見られるようになったわけでございます。そこで昭和五十二年に特例の指定要件の緩和を図りまして、児童・生徒数の増加は少ないが増加率が高いという状況に対応いたしたために、小学校で申し上げますと増加数三百人以上という場合でかつ増加率が一五%以上、中学校で申し上げますと増加数が五百人以上でかつ増加率が一五%以上というものに對しましてこの財政援助の特例措置が適用されますように指定をするというところで、いわゆる指定要件の緩和を行ったわけでございます。五十二年で申し上げますと、この緩和の措置によつて指定をされました市町村数が、小学校につきましては六十三市町村、中学校につきましては五十市町村という状況になつておる次第でございます。

○鍛冶委員 いまお答えいただいた中の五十二年に新規に指定した要綱というものは、これはたしか予算補助の形で措置をなさつていらっしゃると思ひますが、それに間違いございませんか。

○三角政府委員 そのとおりでございます。

○鍛冶委員 われわれといたしますと、これは必要があつたからこういうふうな五十二年に新たに指定要件として入れられたと思ひます。ところが、今回こうやってせつかく五年間延長というところを御提案なさつていらっしゃるわけですから、私も、子供の立場、親の立場から考えますと、

こういう補助というものはやはりはっきりと明確に、しかも不安のない形で補助をしてもらいたいという希望があります。ところが、このままでまいると、本法案の施行令附則第三項の中にはどうも組み込まれてないやうで、予算措置として、いわゆる予算補助として措置をされる、継続されるように思ふわけでございます。そうしますと、都合によつてはいつこれを打ち切るというところが出てくるかも知れない、こういう不安があるわけですが、こういう点についてはっきり、そういうことなきとこの附則第三項の中へ入れて措置すべきではないか、こう思ひますが、この点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○三角政府委員 御指摘のような御意見、ごもっともであるとは存じますけれども、私ども、ただいまのところこのやり方で、そうして御心配のないやうなふうに努力をしてみたいというふうな考えでおる次第でございます。

○鍛冶委員 私の言つたことはごもっともだといふふうにおっしゃるのであれば、ぜひそういうふうにするのが当然だろと思ひますが、重ねてお尋ねをいたしたいと思います。

○三角政府委員 若干経緯を申し上げますと、五十二年にこの緩和をいたしました時点におきましては、そもそもこの児童・生徒急増市町村の特例措置を国会でお認めいただきましたまゝでございまして、その五十二年度いづれで切れるという状況にありましたためにとりあえず予算措置でございましてしたという、そういう経緯でございます。でございますから、そういう経緯の延長を今回御承認いただきました場合には、これも政令上入れるかどうかにつきましては関係当局とも十分協議して努力をしてみたいというふうな考えです。

○鍛冶委員 いまの方向でぜひおやり願ひたいと思ひます。

引き続き、急増地域の公立小・中学校用地の取得費ですね。これは、第七十一国会で「児童生徒急増市町村の学校用地の取得費に対する助成の

拡充を図ること」ということで附帯決議がなされているわけですが、補助率については四十六年以降依然として変わっていないという事実があるわけですが、それに対して交付率といふものは、網がかぶさつておらず、現行七〇%というところまで改善はされてきておりますが、事実上は三割は足切りだといふ形になっておると思ひます。この足切りは全廃すべきだろと思ふのですが、この件についてお答えを願ひたい。

○三角政府委員 用地の補助率につきましては、従来学校用地につきましては設置者たる地方公共団体の負担ということとまいってきたわけでございますが、今回の法案御提案の趣旨にもございまして、児童、生徒の急増市町村におきましては非常に財政負担が重く、いろいろな困難な状況がございすることから、いわば非常に臨時的な、特例的な措置として補助を始めたわけでございます。申すまでもなく土地というものはその公共団体の財産になるものでございまして、したがって従来当該市町村の負担といふことではないかと思ひます。申すまでもなく土地というものはその公共団体の財産になるものでございまして、したがって従来当該市町村の負担といふことではないかと思ひます。申すまでもなく土地というものはその公共団体の財産になるものでございまして、したがって従来当該市町村の負担といふことではないかと思ひます。

なお、交付率につきましては、これはもういわゆる急増市町村ではないところの一般市町村におきましては学校新設につきまして用地を購入しなければならぬという実態があるわけでございます。それを全国的に両方比べますと、急増市町村の方がどうしても負担がよいにかつてゐる比率が七割ちよつとございまして、七〇%という交付率を現在も維持せざるを得ない、こういう

う状況なわけでございます。

○**鑑治委員** 交付税その他の関係というのは、ほかの補助率との関係もございすし、それはまた後で議論をいたしたいと思ひますけれども、とにかく地元の市町村、それから住民の皆さんの要望というものは、交付率というのはいさしくない、足切りだ、だから全廃してくれ、そういう意向が理屈抜きに強いわけだ。だから、そういう形で裏でいろいろやっているからと言ひながら、そういう要望が強く出てくるというところに大変な意味があるわけであつて、これはぜひその方向で考えていただくべきだと思ひますけれども、再度この点で御意見をいたしたいと思ひます。

○**砂田国務大臣** 私は御趣旨はよくわかるのです、私も人口急増地域でございますから。ただ、そうではない地域の用地取得といふのやり方とのバランスもまた考えなければなりません。学校用地の問題は市町村にいたしますと非常に大きな額の痛い問題でございますけれども、いま管理局長がお答えをいたしましたような観点から、現在のところはこの手法でいましては続けさせていたいただきたい、かように考えるものでございす。

○**鑑治委員** いま、とにかく補助率を決めておきながら交付率といふものをかぶせてくるというやり方ですね。千葉先生もさつきおっしゃつておられましたけれども、こういう行政のいろいろな事務的なことに對しては全く素人でございすけれども、若干首を突っ込んでみますと、特に他の省庁と比べて文部省の補助金等の申請に關してのいろいろな手続については、通達その他で出されておられますけれども、大変めんどうだと思ひます。

これは簡略に明快にやるべきではなからうか。これは大蔵省も関係が出てくるのかもわかりませんが、そういう点についての御意見を承りたいと思ひます。

○**砂田国務大臣** 手続が大変複雑でありますことはもうおっしゃるとおりでございますが、やはり国民の血税である補助金を支出をいたします手続をいたしましては現在のようにならざるを得ないか。あと考えられますことは、いろいろな添付書類等をもう少し簡素化ができないかという問題がございす。これは実はいま検討いたしておるところでございますけれども、また市町村の側におきまして、学校の最終的な設計をお決めにいたしますまでにいふん変わつてくる事情もございす。そういったことから、大変煩瑣な手続で市町村に事務的な重荷を背負わせるようなことになつておりますけれども、私ども、添付書類等の簡素化については積極的に検討をさせていたしたいと思ひます。

○**鑑治委員** その問題に入つてきましたので若干申し上げてみますと、とにかく添付書類だけではなくて、根本的に義務教育施設に対する整備費関係の補助金のあり方、行政といふものの見直しを文部行政の中でぜひやるべきときではないか、私はこう思ふのです。

私も、北九州の出身ですから、あちらの方の市町村をいふんとあちこち行つて、直接担当しておる方々にも御意見を伺つてきました。そうしましたら、まず教育委員会関係で施設関係の担当のところにいる職員の方は、この補助金を文部省からもらつていふいろいろな細かいことがあるものだから、一年、二年、三年ぐらひではそれに精通して自由自在に使いこなすまでに至らない、こういうふうな切実な悲鳴みたいな言葉が出てくるわけだ。やはり五年、六年、七年といふとベテラン級になれない。だから、文部省に行つて何とか補助金をたくさん取つてこようと思つて丁丁発止と渡り合うためには、あの手この手で考へて非常な努力と莫大な時間を使つてやるのだ、こうい

うお話があるわけだ。ほかの省庁に参りますと、補助金の書類を出しまして、担当の方と係長さんかごく一、二の方がちよつとチェックすれば通るものが、文部省に限つては非常に丁寧におやりになる。もう四人も五人も、担当の方から係長、その上その上といふことでチェックがなされていふて、ようやくそれでいいか悪いかといふことになる。非常にその点の過重負担といふものがかかつておるようでありす。こういう点について考えますと、文部省の役所の職員の方々はほかの省庁の方よりは頭の非常に鋭いすばらしい方がいらつしやるから、わざとむずかしくむずかしくお考えになつて仕事をしておつてゐるのではないか。

これはぜひとも簡略化し、しかも国民の皆さんにとつてわかりやすい形で、またわれわれ議員としても見てわかりやすい形にやつていくことが行政の簡素化につながり、また国費の冗費を省くことにもなりす。ひいてはそれが学校をつくることにも、金をそちらに振り向けていくということにもつながるのではないか、こういうふうにお思ひますが、その点についてのお答えをもう一度お願いしたいと思ひます。

○**砂田国務大臣** 御承知のように、小・中学校を建設いたします設置者である市町村も、それぞれ小学校あるいはそれぞれの中学校、その都度その都度全く違ふ態様の御要望をお持ちになるわけでございます。面積等についても各種各様の非常に細かい、それぞれ異なつた御要望をお持ちになる。それに対応いたさなければならぬという点もまた、同情の方もひとついたしたいと思ふのです。

文部省で非常にまじめにそれに対応しよう、できるだけ御期待に沿つていこうといふこともまた非常に複雑化をしてしまつてゐる一つの原因だらうと思ふのです。まじめに取り組んでおります文部省の人たちにはいいかげんにせよと言ひわけにはもちろんまいせんけれども、他省で取り組んでおります補助金行政と比べて、特段文部省の補助

金の手続その他が複雑であるという御指摘もございすので、ひとつ勉強させていたいただきたいと思ひます。

○**鑑治委員** 勉強だけじゃなくて、ひとつぜひやつていただきたい。何も文部省の方をいじめるとか、そういう考え方は毛頭ございせんけれども、いまおつちやつた状態が多いといふことは、やはり現地でいろいろな事態が起こるから、現地の地方公共団体のその担当にいらる方々も住民の皆さんの要望に對して、やむを得ずいろいろなことをやつて御相談に來てゐると思ひます。何も文部省へばかりにいいやつを持つていって何とかしてやろうとかいふ意地の悪いことじゃないと思ひます。教育はあくまでも子供をどう育てていくかといふ、一番根本の原点を踏まえながらそういう対応といふものは真剣にいたしたい、その中で何とか簡素化する工夫はできないかという形は、勉強どころではなくて、文部省は総力を挙げてぜひともやりたいただきたい、これもお願いしたいわけだ。もし余りなさらないようなら、文教委員会の中で各党とも御相談申し上げて、委員会の中に小委員会でも設置して全部一遍洗い直しちゃうといふくらいのことをやらないといふけないのじゃないかといふ、実は私個人の気持ちがあるわけだ。これをやると案外文部省も大変に涼しい風が吹いてくる、すかつとするのじゃなからうか。それで、大蔵省主計官もいらつしやつておられますが、大蔵省の方も大変喜ばれるのではなからうか、こういうふうにお思ひつてゐるわけでございますが、せっかく主計官がおいででございすし、大臣、主計官にそういう点に關連して再度御答弁をお願いしたい。

○**的場説明員** 文部大臣から御答弁があつたと思ひますが、法令の範囲内でできるだけ簡素化する方向で御相談があれば、われわれとしてもそれに対応するようになつて考へていきたいと思ひます。

○**三角政府委員** ただいまの御質問について若干補足をさせていただきますと存じますが、私ども、

補助件数が大体年間六千件程度でございます。それを三十名足らずの課員で事務処理を行っておりますので、文部省の中でも非常に多忙な課でございます。でございますから、一番問題意識を持つべきのは、言ってみれば私とか当該の課長でございます。先生の御指摘もございましたが、その御指摘を待つまでもなく、できるものはできるだけ簡素化したしたい。ただ、先ほど大臣がちょっと申されましたが、途中でいろいろな意味の事業の身の変更等がございますと、それによりまして補助金額が当初予定したよりも余ってきたりする場合もあるわけでございますので、かなり膨大な予算でございますから、そういう小さなかたまりも寄せ集めるとかなりの金額になるというような状況もございまして、そういう場合にはやはり新たな採択をして差しあげるとか、それから必要な単価の上積みをして手直しをして差しあげるとか、そういう対応も必要なものでございますから、そういう意味合いでの手続というものもございまして、そういった全体の状況も御理解いただきたいと存じますが、十分勘案いたしまして鋭意検討いたしたいというふうに存じます。

○鑑治委員 いま主計官の方からも大変理解あるお答えでございました。もしそういうようなことになりましたと、私も素人考えですが、補助率等についても若干いじらなければならぬというようなことが出てくるだろうと思ひます。そういうことも含めて対応して下さるという御答弁だと私は受けとめますが、それでよろしゅうございませうか。

○的場説明員 補助率の話につきましては、これは御承知のような財政状況でございますから、どういう文部省からの御要求か、それから出てまいりましたときに全体の財政状況がどうなっているか等、諸般の情勢を考慮する必要があるかと思ひます。したがって、補助率を直ちにどうこうするということは現段階では考えておりません。○鑑治委員 いまのままでしたらそういうことだと思ひますが、そういう簡素化、それから大蔵省

から予算が余り来ないようするという意味になるかも知れませんから、そういう意味で扱った場合には、これは補助率等でもって多少内容を変える場合に、手直ししなければならぬという場合には、その財源等の問題もあると言われておりますけれども、そこを勘案しながらというようにお話もございましたので、そこあたりをひとつ拡大して対処をお願いしたい。何か私が言うとおかしいですが、ぜひそうありたいというふうに、これは文部省の方でもひとつ簡素化という方向でわかりやすく、しかも明快な形で効率的に事務が行われるようにぜひお願いしたい。それが、くどいようでございますが、勉強する程度でいいまでもはっておかれるということであれば、これはわれわれも立法院としてじつとしておれませんが、これはやはり何とかしなければいかぬだろう、先ほど申し上げたようなことでもやってやるかという御相談も、これはちょっと私が行き過ぎた議論になるかも知れませんが、皆さんにしながら進めなければならぬということにもなるのじゃないかとまで思っておりますし、その点はぜひ誠意を持ってお進めいただきたい、こう思ひます。

あと、急増地域の問題で二、三追加してお尋ねをしたいのですが、屋体の問題です。これは二分の一のままで置かれていたわけですが、ぜひ三分の二補助というふうに引き上げていただきたい、こういうふうに思ひますが、この点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○三角政府委員 校舎の方が三分の二になっておるわけでございますが、この校舎につきましても高率補助は、先ほど申し上げましたように、児童・生徒急増市町村の財政負担が非常に困難であるという状況に対応するために法律で規定していただいた、いわば臨時の特別な措置なわけでございますが、急増市町村の事情から判断いたしましたも、何よりもまず増加してまいります児童、生徒を収容する校舎を整備するというのがやはり実態から申しまして最も重要な点でございます。また財政負担の面から見しても校舎の整備とい

うのがやはり非常に多額の金がかかるわけでございます。そういうことで従来校舎に限定して高率補助の特例というものを設けていたわけでございます。また、屋内運動場について申し上げますと、この保有率で見ますと、むしろ急増以外の一般地域よりも急増地域の方が若干保有率が高い、そういう状況にございます。したがって、やはり屋内運動場につきましては一般地域についても急増地域と同様に整備を進めようということが大事な課題でございますので、急増地域に限ってこの屋体を校舎並みに三分の二に引き上げること、もしかがか。それから状況から見しても非常に困難であるというふうに考えておる次第でございます。

○鑑治委員 四十八年の三月二十八日の文教委員会で文部省側の御答弁の中に、屋体と校舎はいずれも教育上必須の施設でございますので、その間に差別があるということは必ずしも適当なことではないと思ひます。中間ちょっと抜けまして、今後急増地域の屋体の補助率の引き上げの問題について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。こういうふうに御答弁なさっているんですね。これは四十八年です。それからもうすでに五年たっているわけですが、どういふふうな検討されたのか、そこもお聞かせ願いたいと思うのですが、屋体と校舎とはいずれも必須の施設で一体だというお考えが底流におありのようなんです。そうしますと、急増地域は本校舎の方が補助率三分の二ということになっておりますので、屋体も御答弁の趣旨に従ってなさるのが当然であろう、こう思ひますが、再度その点お伺いをしたいのです。

○砂田國務大臣 文部省といたしましては検討をしてまいったところでございますし、校舎と屋体、やはり教育の大事な施設としては同じ意義を持つものであることは、四十八年当時の文部省からお答えをいたしましたそのことに変わりはないと思ひます。ただ、依然として地域的に急増地域が続いていく、むしろその状態が加速的にすなわ

ている。また過密の状態も、いろんな変わった様相も出てまいりまして、五年間さらにこの法律の御延長をお願いをいたしまして、限られた財政の中でまず校舎を確保することが先決問題である。屋体は次の課題である。率直に申し上げまして、財政事情の中でどういふ順序で取り組んでいくかということからこのように、補助率については据え置きという決断をせざるを得なかったと御理解をいただきたいと思います。

○鑑治委員 私は気持ちにはわかるのですが、余り理解できないと思ひます。最初申し上げたように、施設をつくるについても、子供の教育のためにというのが文部行政の中で大前提、原点として常に踏まえておかなければならないと思うのです。そういう意味からいって、確かにプレハブの多い大阪周辺とか、いろいろお聞きしております、まず校舎をという切実な御要望も私耳にしておりますので、御答弁の趣旨がわからないでもないのですけれども、同時に、全国的に見てまいりますと、屋体も早く同時に建てていくという考え方がどうしても必要じゃないか。また急増地域であればあるほどこれは同時に進行していく。これはちょっと急増地域外の問題にも触れてまいりますが、屋体といふものをいまおっしゃったように教育上一緒につくって、そして現在講堂のないときですから講堂のかわりに使用するだとか、それから、これはいろいろ文教委員会でも議論されておりますように、地域の方々がいますああいふ校庭やら屋体を非常に使われているわけですが、そういう意味で、単なる学校という域から枠をはみ出て、大変重要な地域の拠点になってきつたところ。そういうことを考えますと、同時にやるべきだろう。やはり子供といふのは両方設備の整ったところで教育していくことでつづいていくのであって、それをせせこましいところでやるということは問題である。

たとえば、例を挙げて恐縮ですが、私、市会におりましたので、市営住宅をずいぶん見てまいりました。戦後、いまの教室と同じように、核家族

化してきて、どうしても家が欲しいという方が大変多くなったので、まずつくれ。つくるためには、敷地をせよなければならぬからなるべく狭く狭くしてつくっていく。だから昔の六畳が四畳半ぐらい、京間はさらに小さくなり小くなりなりということでは御承知のようにつくられてきました。現今はこれはどうでしょうか。いま日本というのはこういうふうに変化に狭いところにくる皆さんの人がいます。外に出ますと、車から家から、いっぱいごちゃごちゃしている。家に帰ってきましては、狭いところではちやがちや人が住んでいらつしやいます。そういう形の中で、教育のいわゆる荒廃といえます。また子供の非行化の一つの原因にもなっているのではなからうかという気がするわけですが。結局、現在はどうかというところ、なるべくゆとりのある広い住まいに公営住宅も変えるべきであるということに変わってきているわけですが、これは方向は違いますが、教育という大きな分野から見ると、そういう市営住宅なり公営住宅の中でそういう苦い経験というものがあるわけですが。

だから、確かに早くつくらなければなりませんけれども、同時に、やはりそろそろべきものはそろえて、子供のためには何とかしてあげる。急増地域であるからなおさらそういう形で、財政で方向づけをやり、補助金で方向づけをやって、どんな並列で建てさせていくという方向がなければいかぬのじゃないか。これは急増地域のはかのところでも、たしか、同時に着工して屋体と校舎の方をやる屋体の方に補助金が出ないというような形がとられていると思います。翌年になって建てるとやる。それはさつきおっしゃった、まず校舎、次に屋体という考え方となつていく。その次に、この次に御質問申し上げます危険校舎だというふうな序列をつけていってやるけれども、財政的な角度から教育を押さえていく、その面心というものがどうしても忘れられてくる。私は、そういうお金、制度、建物という中で教育を押さえていかなければならぬ行政のつらさはわかりま

すけれども、だからこそ私は、心がつながつていくような配慮というものを根底にしながらこういうものをやはり措置していくべきではないか。そうならば、学校と同時に屋体も着工し、補助金もつづけて差上げて、どうぞおつくりください。教育を十分おやりください。こういう形のものを作る方向にお考えになるべきではなからうか、こう思うのですが、この点についての御意見を承りたい。

○砂田国務大臣 御指摘の御趣旨は一〇〇%そのとおりでございます。私も同じ考えを持つものでございまして、私も同じ考えを持つものでございまして、屋体の補助率、屋体の着工の時期の問題、双方とも現実問題といたしましては、国の限られた財政の中でどういう順序でやらなければならぬかという決断に迫られました。合は、やはり校舎を優先せざるを得ない。次の課題として屋体を考える、こういう決断をせざるを得ないわけでございます。御発言の御趣旨には私は全く同感の気持ちを持つのでございすけれども、現実問題としての決断をせざるを得なかった事態については御理解をいただきたいと思っております。

○綴治委員 節約すべきは、簡素化すべきところをはしながら、そういうところに予算はぜひともこれはつぎ込んでいくべきであるし、私の申し上げたことに幸いに大臣は一〇〇%賛成だとおっしゃいました。これは主計官もいらつしやいますから、ぜひ大蔵省の方でもお聞き取りを願つておいて、そういう教育というものは、これは理想論かも知れませんが、景気、不景気に関係なく大幅に、やはりつづきに子供が育つように、そういう前提で予算というものは十分に、いわゆる校舎も屋体も同時着工ができて、しかも需要にこたえられるというくらい予算というものを注ぎ込んでいきながら教育はやっていかなければならぬと私は思います。そういう面でお一層特段の努力と、また大蔵省にはそういう理解をお願いしたい、ということをおこす件については御要望申し上げておきます。

それではもう一つ、急増地域の問題で、私、これは高校との関連性で、地元で起こった問題で大変恐縮でございますが、ちょっとお聞きをいたしておきたいのです。

高校に対しても急増地域に対する補助金を出そうというお考え、これは幸い文部省、大蔵省も御理解いたされて五十一年度からやっていたらいいおようです。ところが、それがやはり差足らないと、これはもう少し前進した形でやられた方がいいのではないかという状況が起きてきたのです。

具体的に申し上げますと、北九州市の小倉南区というのが、最初お尋ねいたしました小・中学校のいわゆる急増地域という立場からいきますと指定の中に入っているわけですが。当然、そういうところは小・中学校と同時に高校を建ててほしいという要望が大きいわけですが。何年来の地元の要望が実現して実は高校が建つようになりまして、文部省から補助金が一つも出ていない。自前であるというわけなんです。これは、高校関係の補助金は総枠が決められているようですから十分にいかないのかもわかりませんが、少しでも補助金が欲しいというのが切実な要望ですから、そういう中で私は、はてなと思つたんですね。急増地域の指定というものは、小・中学校の段階では指定された区域が小さく指定されておりますけれども、そこへ建つものであるならば、なぜ補助金も出さずという対象にお加えにならなかつたんだらうかという素朴な疑問が出てくるわけですね。調べてみますと、正式には文部省が責任がないというところではありましようけれども、五十一年度からの要綱発足に従つて、公立高校の場合には県単位に急増地域というものをいろいろな条件を勘案してお決めになつていらつしやるようです。それはそれでわかりますけれども、そこらあたりに全部お金が行つちやうてはかのかところは全くなし。

その中で、いわゆる急増地域として小・中学校の建設であるならば当然適用されている地域がいわゆるオールナッシングということではやられていくという状況なんです。これはやはりいささか公平を欠くのではないかと。こういう点でも、高校の補助金というものはやはり額が少なからうとちやんとやるべきではなからうか。もう一歩進んで、高校を建てるということについては、ある程度傾斜はあるにしても、全般的に補助というものはつける方向で考えるべきではなからうか、こういうふうにお考えですが、この点についてお答えをいただきたい。

○三角政府委員 先生御指摘のように、高校新増設に対する、特に急増の状況に対応するために始めました補助の制度は、昭和五十一年度から特別に始めた制度でございまして、従来とも高校につきましては、義務教育の施設と異なりまして、それぞれ県なり設置者の責任において、国の財源措置といたしましては地方債なり交付税なりでやってまいつてきたものでございまして。五十一年度から、いわば特に緊急を要する都道府県について五カ年間の一種の緊急対策として新たに補助を行うことにいたしましたわけですが、したがって、一定の要件というものを定めておるわけでございます。

要件につきましては、こういう際でございますのでやはり進学率というものを一つとらえておりました。これについて一定の調整を行うことについていたしておるわけでございます。ただいまのところは、昭和五十年度の進学率が全国平均以上の県にありましては、その進学率を、生徒が急増した場合でも維持できるようにいたしたい。それから全国平均未満の県につきましては、全国平均に到達できるように進学率を調整して補助金を算出するという形をとっております。それから要件の第二といたしましては、公・私立高校におきましては、これら全日制の普通科のあき定員でございまして、これをうちの一定割合を活用していただいて、それを前提として補助金を算出するということになっております。それからさらにもう

ことで、時間がたちますれば木造校舎の老朽化、新たにまたそういうものが逐年生じてまいりまして、いわゆる要改築の状況に落ち込んでくると申しますか、そういうことも予想されておりまして、現在のところは、補助率の引き上げと申しますよりは、事業をできるだけ進めてまいりたいという立場をとらざるを得ないのが実情でございます。

それから、補助裏の地方負担につきましては、先ほど用地の関連で申し上げましたと同様な措置が行われておるわけでございまして、地方の実質

りでございます。

○**鍛冶委員** いま管理局長さんから御答弁いただいたのは、四十八年の四月四日に奥野文部大臣が議会で御答弁いただいているのと若干違う気がするのです。そのときに大臣は答弁の中で、「義務教育施設につきましては、国と地方が折半するのだ」というほうが筋が通っているのじゃないか。もうそういう時代に来ているのではないかと私は考えておるのでございます。「こういふふうに言われているわけですよ。管理局長はいまそうじゃないか」といいたいな御答弁です。大体、大臣がおかわりになると考え方というのは変わってくるのか。そこら

○砂田国務大臣　確かに危険校舎の補助率の問題が非常に重要な問題としてございます。ただ、私が昨年の十一月に文部大臣に就任をいたしましたして、危険校舎のことを検討いたしましたときに、従来、危険校舎と取り組みます計画を五年計画で文部省はやっておりました。五年計画では減っていかないので、私は、ちょうど予算全体が公共事業に、重点を置くような予算を組む、そういう時期に、道路がよくなり橋がきれいになり、そのそばで危険校舎がいつまでも残っているという状態は許されるべきではない、かように考えたものでございますから、三年でこれを解消したい。現在ございまず危険校舎を三年間で政策をやり遂げてしまいたい。

たい。年間に新しく出てくると予想されます木造の危険校舎が七十万平方メートル、八十万平方メートルでござい。五年では追いつかないというところは計算ができておられるわけであり。三年でやっつけようという計画が立ちましたならば、これは追いつくことができるわけでございますので、ともかく危険校舎がなくなることに専念しようという、そこへ重点を置いたわけでございます。十五カ月予算で二百三十万平方メートルと取り組むことにいたしますと、五十四年、五十五年で二百万平方メートルと上回る程度のもので済ませようとしたならば現存する危険校舎がこれで解消できる、かような考えに重点を置いて、先ほどもちょっと触れましたけれども、全体的な財政の規模の中で、危険校舎を解消するというところに重点を置いた計画を立てて予算措置を講じたので、補助率のアップまでは手が届かなかった、これが実情でございます。

○建設委員 財政の仕組みの中で、地方債における元利償還とか、それから地方交付税の中で自治省あたりが配慮しているという関係は十分承知の上で申し上げているわけですね。そういう仕組みの中で超過負担の問題はこれまた当然一番問題にしなければならぬ問題ではありますけれども、そういう仕組みの中であえて言わしていただきますと、地方はどうしても補助率を上げてくれというのが切実な要望です。現実に投資的経費を予算に組む中で、やっつけていく中で、補助率が上がっていくというところはやはり大変なプラス要素が出てきていると思うのです。現にやはり校舎の統廃合について、たしか、何年か前に、統廃合する場合に補助率を三分の一だったのを二分の一にしましたのか、ちょっと間違っておられるかもわかりませんが、間違っておりまして御勘弁願いたいのですけれども、とにかく補助率をアップした。統合を進めるならばやりますという形で補助率をアップしたら、全国でわっとこれに飛びついてきてしまった。そうして下の方に行きますと、住民の皆さんのところへは、私もある町に行つて實際

話したことがあつたからわかりますけれども、これは教育のことです。補助率がそうだったから建てるという言い方は言えないものだから、下の方には何と云うかという、そういうふうな至上命令でなつたのだという言い方で住民の皆さん下には来ているわけですね。そうしてわつさもさやって、校区問題や何かで住民反対の中をそれでもなおかつやっつけて、その弊害が逆に相当出てきて、住民運動等もあつて、文部省の方でもそれに対する通達を出して、むちゃくちゃにやっつけてはいきさつもあるようです。

これ一例を見てもわかるように、またもう一つ、これは五十一年度の会計検査院の決算検査報告を見てみても、この中の文部省の不当事項の中で、補助金の使い方について幾つか、公立文教施設の整備費の中で不当事項として指摘を受けている事実があります。これは、私は内容的に読んてみますと、地方の方々の苦勞がわかるような気がするのです。確かに法には触れているかも知れぬけれども、たとえば危増地域で三分の二補助があるから、危険校舎もひっくりかえしてしまつて、それで何かインセンティブとかどうかありませんけれども、補助金をたくさん、三分の二を全部にもらつて建ててしまつた。これは不当事項だ。確かに法的にはそうです。だけれども心情としては、なぜそうやって補助率の多いものにひっかけたりしたがるかという、ここをやはりお考えいただきたい。またあるところは普通校舎の新築にならなくて、危険校舎の補助金三分の一、それを二分の一でいった方がいからというのでそれに網をかけてしまつて、それはけしからぬという指摘を受けている。確かに悪いことではありますけれども、状況としては地方ではもう背に腹はかえられぬ。危険校舎というものは、どうも先ほどから聞く、校舎が足りぬところを建てるのの次の次ぐらい、屋体の次ぐらいに位置づけを、いまの大臣のお考えを聞くとそうでもないかも知れませんけれども、新しく、足りないところに校舎を建てる

というよりも、危険校舎の方がどうも順位を一步下に回つたような印象でいままで予算措置もされておられる。これは補助率がそうだと思う。やはり財政でそういう形で主導しながら危険校舎をなくしていきまふと、今度私実際に何カ所か見てまいりましたけれども、危険だから入っちゃいかぬと言つて教育委員会が指定している建物がある。予算的措置ができないからやむを得ず置いておるのです。もう一年ぐらひがんばつて置いておいてくれ。もう壊れかけて危ないのですよ。ところが、建つておれば、便利だからといって子供が入つていく、それから学校でもついついいろいろなことに使つていくというやうなことで、事故がいつ起こるかかわらないのです。これは新しく学校のないところに建てるのと同じ、あるいはそれ以上、以上と言つては悪いかも知れませんが、同じ比重で考えないと、もしこれによつて一人でもけがをしたり、事故が起つて亡くなる人が出てきたらどうやって責任をとるのか。

しかも、これは三十三年から二十年にわたつて、議会では、そういうことがあつてはいかぬと言つて附帯決議をつけて皆さん方をお願いしておるのです。恐らく、先輩の方々が何回もこういうたびに附帯決議をつけたらたというところは、行政は何やつてゐるんだ、大蔵省は何をやつてゐるんだ、こういう気持ちはおありだつたかも知れぬと思ふのです。だけれども、やはり子供のために、危険をなくするために何とかお願いしなければいかぬということ、かつかとなるのを抑えて、附帯決議で今日まで要望をし、たびあるごとに御注文をつけてきたのではないかと申すのです。それがいまだにこういう補助率、いわゆる国庫負担という立場から見ると、フィフティ・フィフティが負担というところの考え方だろう。これは大臣も御答弁なさつておられる、その考え方は正しいと私は思う。これすら本当は超過負担をおぼせてくると二分の一にはならないわけでしょう。だけれどもそれはまあおいておくと一応やつてみても、危険校舎についてなせ早く建て直しがつく

ように文部省はもとと真剣におやりにならなかつたのか。先輩の方々が議会でこういう附帯決議までつけて何回も何回もお願いしておるのを、なぜあなた方はおやりにならなかつたのか。最近五、六年間に、予算の概算要求の中でこの三分の一を二分の一にしてくれと大蔵省に頼んだことがあるのかどうか、その点も含めてお尋ねしたい。

○砂田国務大臣 危険校舎の問題、先ほどお答えをいたしましたとおり、もちろん先生の御指摘の補助率のことも重要な問題でございます。そしてまた、危険校舎がどのように計画的な解消を進めていくのか、全体の危険校舎の量のあり方もまた重要な問題でございます。その点は、ただいま先生が御指摘になりました児童、生徒たちの安全という立場から考えれば、私も当然真剣に取り組まなければならぬ問題でございます。そこで私といたしましては、一体いままでやつてきた五年の計画で危険校舎というもののあり方、量そのものを減らしていかうかということを検討いたしました結果、五カ年計画ではだめだ、子供たちの安全が守れない、そういうことから三年の計画というものを思い切つて打ち出したわけでございます。財政当局もそのことを理解してくれていただけたわけでございまして、先ほども御答弁をいたしました、三年計画を立てますのに、本年の十五カ月予算の中の五十二年の第二次の補正予算で、全国の県を通じて市町村に対して、いま抱えておられる危険校舎の改築に御一緒に取り組みましよう、申し出ていただきたいということ、補助率が三分の一で財政的にきつていからという声がございました。ありましたけれども、それよりも大きな声は、四千五百点にまだ達しておりません、危険校舎を認定をいたしますあの危険点数の四千五百点にもうちょっと達していない、待たざるを得ないという声が非常に多かったわけでございます。そしてまたその補助率のこと、明確でないというふうな御意見が非常に多かったわけでございます。むしろ、私もが期待を

そうして、現実にはやっていく場合に、危険校舎というものの実情を見てみると、地方公共団体の方では補助率が三分の一だから後回しにしてしまっている。同時に、たとえば地域によっては、人口がふえてきた、少し建て増さなければならぬ。建て増した。ところが若干また減ってきた、そういう中で危険校舎が一部出てきた。それでは

いるわけで、全体の仕組みの中で、交付税とか、地方債の元利償還についての手当てがあるということについては、この基準の額の枠内であるといううことは万々承知の上で私は申し上げているわけで、その実情の上に立つて、主計官もおいでいただいておりますが、これは大臣でないのが非常に残念でございますけれども、きょうは代理でい

とになっているわけですが、これはひとつ五十三年度限りでなくて、ずっと措置をしていただいたい、こういうふうに思いますが、その点をお伺いしたい。

○砂田国務大臣 財政当局から将来の約束を取りつけることは、率直に申し上げましてなかなか困難でございます。しかし、私が三カ年計画でやる、

見てきました。じゃどうするかというと、そういうふうに県で査定してもらうわけにもいかないようですから、結局いまのところは地域の大卒に委託をして、そしてその診断結果を文部省に出してそれで裁定してもらうというような手続のようです。しかし、それも大変めんどろなことですし、費用がかかるものですから、どうもおく

れがちで、ほつぱりはつぱりで、ついついはかの方の施設の整備に手を出してしまおうという形で危険なものが残ってきいているわけですね。同時に、戦後、木造からほとんど鉄筋校舎に変わっておりますので、これはそろそろ正規の措置の対象として扱っておかないと、そういう鉄筋のどうにもならないものがほつぱつ全国的にも始まるというようなことでもあらうと思うのです。そういう意味を含めて、これの措置についてきちんとした形でやっていただきたいと思うのですが、お答えをお願いしたいと思います。

○砂田国務大臣 おっしゃるとおりに、横浜、神戸に多いわけでございます。神戸は私の出身地でもございます。横浜は大震災の後、鉄筋の小・中学校をふやしました。私のところの神戸っ子というのはわりにおちよこちよいなものですから、もっと早い時期から小学校を鉄筋の校舎を建てて、私の出ました小学校も大正十一年に鉄筋でできまして、まだきわめてがんにょうなりっぱな校舎のまま残っております。

従来、御指摘のように、大学の工学部等で危険だということの調査をしてもらった結果のお墨つきがなければ取り上げないということにしておりまして、この調査だけで八十万ないし百万ぐらいのお金がかかるわけなんです。こういうむだな金を使うのはやめようということにいたしました。五十三年度からは、五十年たちましたものはその調査なしで採択することにしたいたしました。古い鉄筋校舎は大変な堅年度で、差が五十年たちますと出てまいっております。大正十一年に建てました私の卒業いたしました小学校はまことに頑強のままりっぱな学校で残っておりますけれども、大正十四、五年にできたものの方が傷みははるかにひどい。大変な差が五十年たちますと出てきておりますので、五十年たったものは、先ほども申し上げましたが、大学の工学部等のお墨つきなしでも採択をいたします。そういうふう

に五十三年度から改めることにいたしました。全国の小・中学校を見ますと、もうすでに七割ぐら

いが鉄筋校舎になってきておるわけでございますから、将来はこういうことが法制化されるべき筋合いのものと考えます。しかし、いまはまだちょっとそれには手が届かなくておりますことを御理解いただきたいと思います。

○鑑治委員 方向としてはそういう努力をしていただいたということについては大変私たちがうれしんでありますが、実際問題として、行ってまいりますと、さき申しましたように、危険ですからもうそこに入れてないところがあります。昭和の初期に建てたものもあるわけですね。ちょうど五十年といえますとかれこれ入るは入るんではしょうけれども、同時に、おっしゃったように堅牢ではありますけれども、現在の教育環境の中で校舎として、いまの子供さんには教育をするのに、全然違った形の考え方で建てておるとい

う向きもありまして、場合によつたら窓もない、つけるにもちよつとやると大変な費用もかかるし、そうなる点で強度の点でわからないとか、日も当たらないとかいふような具体的ないろいろな問題と

いうのはやはりあるようです。そういうことで、最初大臣のお答えになったたくさん状態が出てくるという意味では、義務教育の中で大変な数の中でこれは大変なことだと思ひますけれども、そういう実態もあるということをお認めいただいて、そして危険で、本当にもし事故があつたらと、もうぞつとするような思いでございますので、五十年たつ以前でも内容の調査によつてはやり直すように、建物の建て方によつてはそういう危険に実はなつているところ、五十年たつてないところでも早くしなければならぬというところが

いま大臣おっしゃつたようにあるようですから、そこらあたりの対応もぜひ幅をもつてしていただきたいと思うのですが、その点について再度お答えをいただきたいと思ひます。

○砂田国務大臣 御指摘の方向で取り組む考えであります。

○鑑治委員 それから、超過負担の問題に若干触れてみたいと思うのですが、今回は数量差という

ものについては、先ほどの千葉先生の御質問の中で、約一六%ぐらいふやして五十三年度からは対応していくという、いわゆる基準面積の問題の御答弁がございました。それで対応としてはある程度は消化されていくのかもわかりませんけれども、ここでひとつ問題として私が現地で感じてき

ましたのは、分離する学校の問題があるんですね。人数がふえてきた、やむを得ないから校舎を増築してきた、そしていよいよぐんばいだから、やむを得ないからプレハブまで建ててしまった。ところがもう限度だから、敷地面積も大変だし、いよ

いよ分離をして校舎を建てる、こういうことになつて建てますと、最悪の条件のときには、この超過負担といえますが、対数量差というものの関係から全然補助の対象にならないという場合もあり得るわけですね。それはもとの学校が基準になり

ますので、そこでいわゆる生徒、児童の数に応じてクラス数が決められ、基準面積というものがはかられて、そしてそれが分離する新設校にも及んでいくということですね。ですからあき部屋が当然出てくるわけですが、仮にそういうあき部屋

のようですが、そういうようなかつこうになっているようです。これはさつきちよつとお話がありました

たが、要するに思い切りというものをすべきじゃないかという気がするのです。危険校舎の場合もそうですが、それを全部建て直しても補助がつかない、わずかに二教室しかだめだという場合がある。これは基準面積の関係、対数量差の問題になつてくると思うのですが、そういう形で、壊す方にお金がかかっちゃつて大変だという場合がある。ほうっておいたら維持管理にかかるとい

う場合があるのです。こういう分離した学校の場合に、そういう補助というものの率が二分の一と書いてあるものだから、われわれはそのままうっかりうのみにするのですけれども、それがなされ

ない、こういう変な状況があるわけですね。あいた部屋なんというのはこれはしょうがない。それから全般的に見て、過疎のところは人数が減るから教室が余る、急増のところはふえるから、全体のバランスで見るといふ考え方も、文部省、大蔵省の考え方の底流にあるのかもしれないけれども、一

遍補助したものは、使われないようになって要らなくなつても、それはあくまでも補助したのだから新規につくるときにはそちらの方は差し引くという考え方、これは考え方としては国は改めていただいた方がいんじやないかと私は思う。減っているところがまたふえるということとはよくよくのことじやないとなひでしようから、それはそれで切つちやう。ゼロから出発して、新設校については全部補助の対象にするということが私は本当ではないだらうかという気がしてゐるわけ

ですが、その点についてお伺ひいたしたい。

○砂田国務大臣 私から原則的なことをお答えした

わけでございます。そのことを実はしんしゃくをいたしまして、五年の間に母体校の遊休面積が解消されるとか、あるいは遊休面積が母体校の必要面積の一割程度の場合には補助の対象にするとか、そういう緩和措置がとってございます。ただ、それからもうさらにこぼれてしまう学校があることを御指摘なんだと思いますが、ちなみに五十二年度の実績で申しますと、分離新設校の補助の実績は、母体校五百一校ございました。その中の新設校が三百九十五校でございますが、そのうち、遊休面積が生じまして補助が減りました学校が二十八校あったわけでございます。しかし、そのような、五年間に遊休問題が解決された場合であるとか、一割程度のところのことはというふうなことで緩和措置は講じてございます。

○鑑治委員 少なくともあるということは大変だと思えますし、考え方から言えば、あき面積が出たときは五年間で埋まればという前提とかいうものはなしに、はっきりとつけるという考え方に立たないといかぬのじゃないか、私はそういうふうにいるのです。だから、何か一見補助しているようだが、危険校舎でも点数がある、これはやむを得ぬことでしょうけれども、なかなか補助の対象にならない、いろいろなことでならないというものが積み重なっていくような気がするのです。これは、そういう考え方は非常にわかりにくいわけで、財政的立場から見るとそうなのかも知れませんが、すばつとした形にすべきじゃないか、こう思います。枠を広げてこれも考えたいというふうな大臣の御答弁でもございましたので、私はそういう私の意見も申し添えて、ひとつ弾力的に対応していただいたいんじゃないか、こういうふうに思います。

最後にありますが、超過負担の解消については、まず単価差、それから数量差については相当に力を入れておやりいただいているというふうには思うのですけれども、対象差になると若干問題が出てきている。さつき言いました危険校舎を引き倒す場合、特に鉄筋校舎なんかを引き倒す場合、基

礎ががちりしているものですからずいぶんかかるというふうなことがあるのですね。こういうものを含めて、超過負担の解消にはさらに努力していくべきだと思ふのです。その点について、特に単価差なんかは明白に出てくることでもありませんからこの努力をぜひしていただきたいと思ふすが、そういう点についてのお考えを承っておきたいと思ふます。

○三角政府委員 単価差の問題でございますが、ただいま御審議をお願いしております五十三年度予算案におきましては、前年度に比しまして六・三%の増を図っておる次第でございます。これは例年実態を十分に調査いたしまして、できるだけそれにフォローできるように努力をしておるわけでございます。なお、ただいまお話のございましたような個々の状況についてでございますが、これは補助事業の実施に当たりまして、地域の建築単価の実情を反映した補助単価を設定いたしましたので、できるだけ、そのばらつきなり、個々の単価面での超過負担の多い学校、少ない学校、ない学校というふうな、そういう意味の不均衡がないような配慮をいたしておる次第でございます。

○鑑治委員 いよいよ最後になります。いろいろ補助金のことで率を上げざるを申し上げてまいりました。いろいろ申し上げましたが、結局は、早く子供さん方がりっぱな環境の中で教育を受けてほしいし、それに使えなければならぬという立場で申し上げましたので、それは御理解をいただきたいわけですね。これは全く私見になりますけれども、本来から言えば、どうして補助金行政があるのだろうかというのは私の素朴な疑問です。地方に十年おりましたので、むしろ補助金なんかなくしてしまつた方がいんじゃないか、そして全部交付金として地方に渡して、その中で住民の皆さんの要望に応じて自由に仕事をやっていたら、こういうあり方が本来から言えば本当ではないんだろうか。こういう議論をしておりますが、正直言つて、交付税があります、それから地方債

の元利償還の問題があります、そういうのを含めて、超過負担分は別ですけれども、どうも同じ枠内でぐるぐるしているという関係みたいな気がするわけですね。その中で特に、繰り返すようですが、地方が、補助率を上げればすぐそこに飛びついてどんどんそれが進むという現実の姿の上から、これはいろいろなことではほとんど御質問もし、お願いもしてきたわけですが、本来から言えばそういうものをなくしてしまつて、自由裁量でやつた方がいんじゃないか、こういうような気がしてはいるわけですが、そこあたりの大臣の御意見はいかがでしょう。

○砂田国務大臣 国の財政と地方財政の根幹に触れる重要な御発言でございます。文部大臣の立場でどうもお答えしにくいわけでございますが、私も地方行政を少し勉強したことがございますので、地方交付税でどう措置がしてありますと国は言う。しかし、地方交付税というものは国が措置するものではなくて、本来地方自治体の固有の財源であるという意見もまたあるわけでございます。大変貴重な御意見として、真剣に拝聴させていただきます。

○鑑治委員 いろいろ申し上げましたが、ひとつ意図するところをおくみいただいて、これは子供の願いであり、親の願いでもございますから、ぜひともいろいろな面についての解消を図つて、住みやすい環境をおつくりいただきたいとお願いをする次第です。

大変長い時間、どうもありがとうございました。○菅波委員長 次回は、来る二十二日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会

